

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の平成28年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 154,788 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,560,389 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円
社会福祉	障害者福祉事業	657,680	19,104
	高齢者福祉事業	176,909	13,609
	児童・母子福祉事業	547,670	21,388
	その他事業	35,501	3,429
	小計	1,417,760	57,530
社会保険	介護保険事業	314,165	32,831
	国民健康保険事業	205,982	10,015
	小計	520,147	42,846
保健衛生	医療対策事業	552,225	47,320
	疾病予防対策事業	50,832	5,420
	健康増進対策事業	19,425	1,672
	小計	622,482	54,412
合計	2,560,389	154,788	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。